

# 戦後における看護大学創立の歴史的背景

## The historical background of the founding of the College of Nursing after the World War II

村 田 奈津江

### 要 旨

わが国の戦後の看護教育は、GHQ占領下において看護婦<sup>1)</sup>の身分や質の向上がはかられた。1952(昭和27)年には高知女子大学でわが国初の大学教育が開始となる。しかしその後の大学教育は進まず、1991(平成3)年まではわずか11校に過ぎなかった。その一方で高度経済成長期に入ると看護高等教育は私立女子短期大学で発展した。それは急速な経済成長に伴う社会変化により看護婦不足が生じたためである。その対策として、短期間での養成が求められ高等学校での養成も始まった。1990年代に入ると高齢化社会に伴う看護人材の需要や大学創設の規制緩和によって看護系大学数は急増していった。その後、大学看護教育に新たな問題が生じ、看護の本質を目指した大学教育であったが、私立大学の生き残りをかけた大学経営の一環となっている。また、看護界も学士ナースが増えることこそが看護の質の向上であると捉えているように思われる。

キーワード：看護大学、看護教育、女子教育、大学教育、大学政策

## 序章 研究の概要

### 1. 研究の目的

わが国の看護教育は、明治期にナイチンゲールの思想が導入され、その後は陸軍による教育、医師の徒弟的教育へと変化していった。終戦後はGHQの指導のもとで男女平等主義が広がりその身分の向上がはかられた。当時の看護教育はそのほとんどが「各種学校」で行われていたが、1952(昭和27)年にわが国で初めての看護大学教育が高知女子大学家政学部看護学科で始まった。翌年には東京大学医学部で看護教育が開始することとなる。その後の看護系大学の創立は1952(昭和27)年から1991(平成3)年の約40

年間でわずか11校であった。ところが1991(平成2)年から2019(平成30)年の間に爆発的に増加し、約30年間で267校と約24倍となった(図1看護系大学数の推移参照)。

本稿では、わが国の看護系大学の創立が1952(昭和27)年から1991(平成3)年までの40年間に、11校と遅々として進まなかった一方で、平成から急速に進んでいった要因について、大学創立の歴史を概観しその社会的背景を明らかにする。

### 2. 先行研究とその整理

看護婦養成の歴史的研究については現代においても数多く行われている。まず看護教育史の資料として看護婦の身分や職業、教育については、杉田暉道<sup>2)</sup>や亀山美知子<sup>3)</sup>が古代の看護の

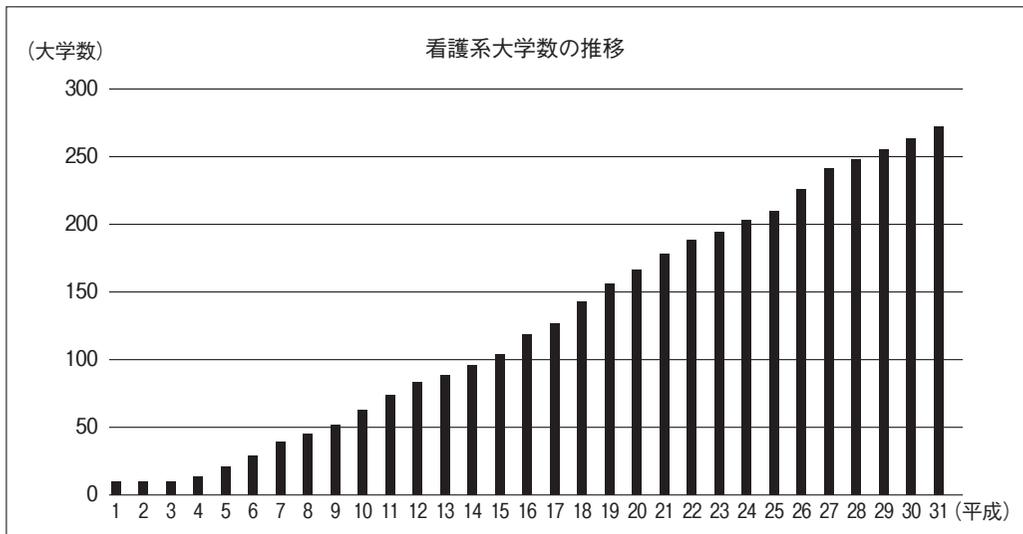


図1 看護系大学数の推移 (文部科学省調査<sup>5)</sup> 参考に筆者作成)

起りから現代までの歴史や日本と世界にわたる看護までをまとめている。松田誠<sup>4)</sup>は、わが国初の看護婦養成所創立者である高木兼寛(有志共立東京病院看護婦養成所)が養成選抜の条件として良家で相当の家庭教育をうけ、教養、品格を看護婦像として求めたとされた。津田右子<sup>6)</sup>は近代看護教育の草創期は西洋の看護教育を目指していたが医師による教育に変化した中で看護の質を上げるための教育を發展させてきたことを主張している。木戸久美子<sup>7)</sup>は、看護教育の歴史を通して看護教育の量と質、つまり「職業」と「教育」の2つの流れがあることを示している。板垣蕙子<sup>8)</sup>は第2次世界大戦後の看護教育を概観し、私立系看護系大学は今後減少することを予測し、教育効果が上がるような工夫が重要であると述べている。平成に入り看護系大学急増について大規模な規制緩和の影響を受けたとした研究では、高橋寛人<sup>9)</sup>は公立看護・医療系大学・学部の新設、上畠洋佑<sup>10)</sup>は看護系私立大学の増加を平成15年度の3つの規制緩和を分岐点として「萌芽期」と「群生期」に分け、増加の様相を明らかにした。新道幸恵<sup>11)</sup>は、大学数が増えることで粗製濫造にならない

努力が教員個人に求められるとしている。金沢克子<sup>12)</sup>は、看護大学教育ではまずは豊かな人間性と、専門職業人としての基本的能力を備えた人材の育成が看護学の發展につながると述べている。また、牛島利明<sup>13)</sup>や本多祐子<sup>14)</sup>は、看護大学に要求される教養の必要性について言及している。

以上のように看護教育や看護系大学の増加についての研究はあるが、わが国初の看護教育の大学化や、看護大学への移行が40年間進まなかった要因について言及した研究は見当たらない。よって本稿では、それらの要因を分析することにする。

### 3. 方法

本稿では戦後から平成に看護大学創立に与えた社会的背景について、これまでの歴史資料、先行研究などから看護大学、看護教育、女子教育、大学教育、大学政策をキーワードにその内容を著書、文献、雑誌、国会議事録や文部科学省、厚生労働省など各自治省の公開文書等を中心にまとめた。そのうえで日本の戦後から平成末期までに看護大学創立に及ぼした社会的背景

を明らかとするため、筆者が文献の分析・解釈を行い再検討した。

## 第1章 戦後の看護教育

### 1. 看護大学の創立

わが国初の看護大学は1952(昭和27)年3月高知県立女子大学から始まり、翌年には東京大学に衛生看護学科が創設された。高知女子大学創立の経緯については、当時の高知県議会では、戦時中の医師不足対策に創立された県立女子医学専門学校が財政難にて廃校となったため、4年制の女子専門学校を新設し、医専在学生在を転学させることを要望していた<sup>15)</sup>。一方、東京大学については、次年度の予算を組むに当たり文部省は、単一の大学に2つの看護学校があることは認めず、分院付属のものを廃して本院付属のもの一本にする方針であった。そのため試して外国に多々あるような4年制の看護大学をつくってはということで大学創設が進められた<sup>16)</sup>。

創立当時の高知女子大学について卒業生の菊井和子は日本の看護教育の100年を振り返り次のように回想している。

「創立期の高知女子大学の看護教育は、看護について学生が自ら学び取る場を与える教育であった。自由民権思想発祥の地である高知においてその意気は真に盛んであった。生意気な女子大生と厳格な徒弟制度的看護婦養成は相入れぬものがあった。(中略)臨床実習では、実習要項も評価基準もなく、学生はもとより指導に当たる教員も何を教えていいのかわからなかったと思う。結果として学生は患者のケアだけでなく、手術場の手洗いや鉤持ち、詰所の掃除やごみ捨てまでも看護職のすることも何でも行った<sup>17)</sup>。」

東京大学では1956(昭和28)年の衛生看護学

科の発足にあたり「衛生看護学科のめざすもの」が発表された。しかしその内容は医学モデルに基づく教育が行われ、医師である教授たちには「看護学はなく君たちが作るのだ」といわれた。卒業生の小玉香津子も講演会で在学中に「看護学などというものがあるのかねえ、きみ」という当時しつこく聞かされて悩まされたとのちに語っている<sup>18)</sup>。東京大学医学部衛生看護学科の卒業生のほとんどは病院で看護婦として働くことはなく、産業・企業などの公衆衛生領域の保健婦や大学の助手になった者が多かった。1965(昭和40)年には東京大学医学部衛生看護学科は保健医療学科に改称され、卒業生の10%が医師になっている<sup>19)</sup>。このように開学当初から実質的には看護婦養成の役割は果たしていなかったといえる。

看護大学の創立の経緯を見ると、高知女子大学の創立には保健婦の主体性の確立と、そのための大学程度の教育が必要であったことや、東京大学の看護学科新設に当たって、従来の看護学校と区別を明らかにするために、学科名に冠した「衛生」は、英語のHealth careに相当し保健活動の一般を指すことを掲げており、看護婦養成でなく保健婦養成が主な目的であった。また、その教育は両大学とも当時の学生自らに委ねられた。

### 2. 私立女子短期大学と看護教育

戦後より高等教育は民主教育改革によって多くの大学、専門学校、師範学校、高等学校は新制大学に昇格した。かなわなかった学校の救済策として暫定的に短期大学が発足した。短大は1950(昭和25)年の発足時は149校で分野別設置学科数は、家政、社会、人文科学、工業の順番で男子学生数が多かった。1954(昭和29)年から1960(昭和35)年には、女子学生数が男子学生数を上回り、1961(昭和36)年から新設された短期大学220校のうち、205校が私立短期大学でその多くが女子短期大学として開設されてい

る<sup>20)</sup>。1965(昭和40)年から1968(昭和43)年の短期大学系急増期には200校近い新設が行われた。その中で23校は国立短大であるが、工業、経済、商科、電気通信、工芸、医療技術といったコースでそのほとんどが2部(夜間)で、勤労青年の職業教育を行っている。これに対し国立女子短大は1校も見当たらない<sup>21)</sup>。1970(昭和45)年には486校と3倍以上に増え、95%の女子が私立短期大学に籍を置いている。その教育は女らしい教育で、女子生徒全員に料理の仕方から赤ちゃんの育て方までを一通り教え込む<sup>22)</sup>ものが高校で実施されると、それを引き継ぐように女子短期大学の教育目標は、女性の特質の発揮に努めるべきであるといった内容であった。

1969(昭和44)年から1977(昭和52)年には幼児教育科や保育科といった教育系学科を有する短期大学の新設が増加していく。また、保健系学科を設置する短大も増加し始める。1978(昭和53)年から1984(昭和59)年は保健系学科の新設が多く、1967(昭和42)年には大阪大学に国立初の医療技術短期大学看護学科が設置された。これを皮切りに多くの看護養成所が短期大学に昇格し、その流れを受け国立短期大学も増加していった<sup>23)</sup>。

1960年代には看護大学は9校、看護系短期大学は、1964(昭和39)年に学校教育法の改定により、制度化された直後の1965(昭和40)年

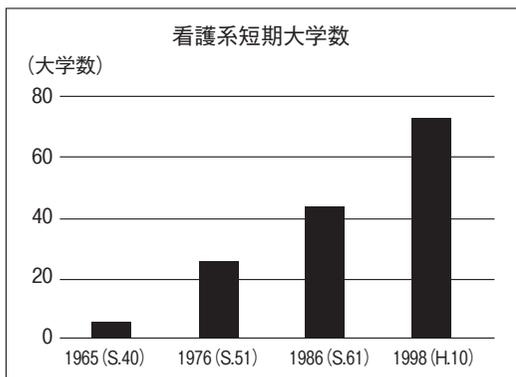


図2 看護系短期大学数の推移

(平尾真知子『資料に見る日本看護教育史』<sup>25)</sup>を参考に筆者作成)

は6校であった。1971(昭和45)年頃からは著しく増加し、1976(昭和51)年には26校、1986(昭和61)年には44校、1998(平成10)年には73校と急増していく(図2看護系短期大学数の推移参照)のである<sup>24)</sup>。

## 第2章 高度経済成長期の看護教育

### 1. 社会変化における養成コースとカリキュラム

このような時代背景において今日までの看護教育は、どのように行われてきたのか整理していく。現在のわが国の看護教育制度は(図3現在の看護養成コース参照)中学校を卒業、2年間の准看護師養成所を卒業後、都道府県の准看護師免許を取得する。その後実業務3年を経て2年間の看護師養成所卒業後、厚生労働省の看護師免許を取得する方法や、高等学校卒業後看護学系の大学に進学し、卒業後看護師免許を取得する方法など、同じ看護師でも最終学歴が中学校卒業や大学卒業とさまざまである。このような複雑な養成体系は、わが国で看護養成が始まった明治期に遡るが本稿では触れない。では、その進路によって修業年数やカリキュラムはどのように構成されているのだろうか。

厚生労働省等の看護行政の足跡(厚生労働省医政局看護課)では、以下のように集約している。看護教育の内容(カリキュラム)は、保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則(以下指定規則という)の第2条から4条に学校養成所の指定基準の一つとして規定されているもので、指定規則は文部科学省と厚生労働省の共同省令となっている。1951(昭和26)年に大幅に改正され、これが現在の指定規則の原形になっている。第1次カリキュラムの改定は、1967(昭和42)年から1968(昭和43)年に行われ、高度経済成長の時代背景に看護を健康の保持増進、疾病予防から疾病の回復、リハビリテーションまでを含む改正が行われた。第2カリキュラム改正は、1989(平成元)年に行われ、この時代の特

徴は人口の高齢化、医療の高度化、在宅医療の推進など看護職員に求められる能力や役割が拡大していることで老人看護学を新設している。第3次カリキュラム改正は、在宅看護論を新設し、また成人看護学に含まれていた精神看護学を独立した科目とした。第4次カリキュラム改正は2008（平成20）年、医療の高度専門化が進行する中で、患者・家族への適切な情報提供や安全で安心できる医療提供体制の構築が必要とされ、そのためにも看護基礎教育の充実が求められていた<sup>26)</sup>。このようにカリキュラムの改定はそれぞれの時代に求められる看護の役割を考え、柔軟に教育内容を変更してきている。

## 2. 厚生省と文部省の規定による看護教育

大学を規定している学校教育法52条と、短期大学を規定している学校教育法第69条の2において、大学・短大両者に「深く専門の学芸を教授研究し」が共通している。これを除き、大学と短大の目的の違いを見ると、大学の「目的」には「学術の中心として、広く知識を授け」と

「知的、道徳的および応用的能力を展開する」とあるがこの「目的」が短大にはなく、その代わりに「職業または实际生活に必要な能力を育成する」となっている<sup>29)</sup>。

看護教育は現在においても厚生労働省（職業）と文部科学省（学術）の2省の縛りを受けており、そのことは学術中心の大学教育に少なからず影響を及ぼしたといえよう。特にこの時代の大学設置基準は厳しく、看護を大学教育に移行することは容易ではなかった。一方で1963（昭和38）年の厚生大臣の諮問機関であった「医療制度審査会」の答申において、看護教育を文部省による教育の推進の方向にすることを明らかにしている。また、看護教育は各種学校が多いため速やかに学校教育法第1条に規定する学校に移行していくべきであろうと示されている。では当時の2省の縛りが看護教育大学化にどのような影響を与えたのかについて検討する。

厚生大臣の私的諮問機関であった「看護制度改善検討会」が1973（昭和48）年に取りまとめた報告書には「現在は各種学校（いわゆる高等

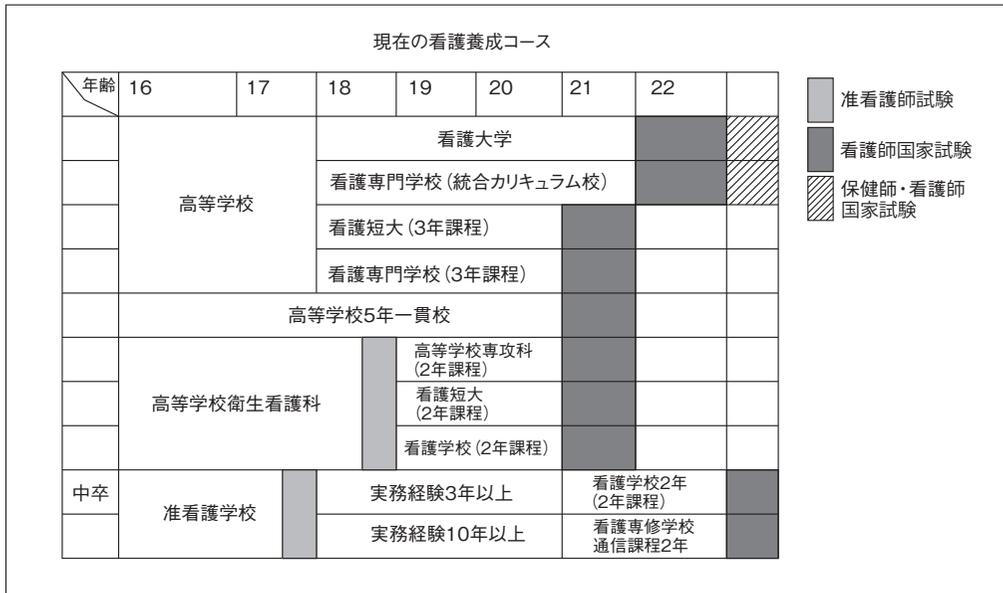


図3 現在の看護養成コース

（板垣蕙子「看護教育の現状と課題<sup>27)</sup>」, 文部科学省資料<sup>28)</sup> 参考に筆者作成）

看護学院)の方が多く、学校教育法第1条に規定する学校(いわゆる看護短大および大学「以下1条項という。’)は少ない。(中略)可能なところから速やかに1条項へ移行していくべきだろう。」という記述がある<sup>30)</sup>。そして、文部省では「1県1校の医大を」というキャッチフレーズで、地方に国立医科大学が相次いで設置され、看護教育の高等化が進められた。それは看護学教育と研究の拠点作りというものであった。その先駆けとして1975(昭和50)年に千葉大学看護学部が発足した。この背景には、東京大学医学部衛生看護学科が1966(昭和41)年に保健学科に改組されて以来、看護教育機関としての機能をほとんど果たさない状況が続いていたことも影響した。

このように2省とも看護教育の高等化を進めるような内容であったが、医科大学での教育以降、看護が大学教育に移行することはなく、私立女子短期大学での教育が進んでいく。

### 3. 労働と看護教育

この当時の社会背景について、看護婦の労働に目を向けてみると、1965(昭和40)年に起こったニッパチ闘争など看護婦不足が社会問題となっている。「この当時の看護婦は、1960(昭和35)年11月の看護要因をはじめとする医療従事者の不足を背景とした労働強化と政府による低医療費政策の反映である劣悪な給与水準に対して論争の火の手が上がり、東京を中心にストライキが起こった<sup>31)</sup>。」と指摘されている。このことから、当時の看護婦養成は労働条件の改善の方が直近の課題であったため、質より量重視の教育が要求されたのであろう。また、看護婦不足を解消するため新たに高等学校教育を進めていくのもこの時期である。

以上のように各省において看護教育高等化を進めながらも、1974(昭和49)年の看護婦供給計画資料7-1 第1次報告書(厚生労働省)の中には「医師一人当たり看護婦数は、昭和48年度

末の2,665人から昭和53年度の3,139人となる」(傍点は引用者による)<sup>32)</sup>と記され、現在の人員配置基準は患者対看護婦、患者対医師と患者主体の基準であるが、この当時の基準は、医師主体に看護婦の人数が計算されている。これは看護婦の需要は患者の看護ではなく、医師の下働きであるということが厚生労働省も容認していたといえよう。よってこの時代の看護教育も明治期の女子教育と何ら変わらない状況で、高度な教育を受けた看護婦の質より、養成期間が短い医師の下働きができる方が重要であった。このように長い歴史を振り返ると、どの時代においても看護教育高等化の流れを阻むのは戦争や感染症の流行、労働における看護婦不足という社会問題であるといえる。この看護婦不足という問題は現在でも解消されることはなく、2019年度末の看護師数は121万8,606人<sup>33)</sup>であるが、2009(平成21)年の時点での潜在看護師は既に71万人と過去最高となっている<sup>34)</sup>。2011(平成23)年~2016(平成28)年の離職率は9.5%から10.9%と増加<sup>35)</sup>しており30~40歳代の中間層の退職率が多く、結婚、出産を機に退職する例が後を絶たない。これは進まない女性の社会進出を意味しており日本社会の象徴である。この状況が変わらないのであれば、看護系大学を増設しても人材確保とはならないことはいうまでもない。

かつて戦後教育改革の原則は平和と民主主義であった。しかし、わが国の経済復興に伴って国家の目標は経済の成長に移り、産業社会におけるウーマンパワーとして「女子教育」はその目標を遂げることが優先された。それは女子職業である看護は大学教育が持つ「学術中心」より、短期大学が持つ「職業または実際生活」が重要視された。高度経済成長期のわが国において指定規則から大学教育への移行を示しながらも、私立女子短期大学に進むことは必然的であり、その職業教育は現在の大学看護教育においても根強く残っている。

### 第3章 看護教育の質の向上

#### 1. 日本学術学会における看護の独立

職業教育として発展してきた看護教育は、1985（昭和60）年に日本学術学会で正式に「学問」として認められた。その背景は以下の通りである。

1976（昭和51）年には、学術と教育の発展に寄与し看護学高等教育機関の使命を達成するために、当時6校の看護系大学の相互の連携と協力によって日本看護系大学協議会は発足した。その年は「国際婦人年」で、アメリカやその諸外国で婦人研究者の雇用を促進する立法的・行政的措置がとられ、男女間の格差是正に実効を上げていた。一方わが国では婦人研究者の養成、雇用、待遇等の実態調査が十分に行われておらず、この点でわが国の立ち後れは明確であるということから、日本学術学会としても看護学の発展が「婦人研究者の養成を目指し、婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准、および男女雇用機会均等の制定に寄与する。また男女の別なくより多くの人材が科学研究の分野に貢献する新しい局面が切り開かれることを強く希望した<sup>36)</sup>。」とされており、日本看護系大学協議会の発足は、女性中心の看護という学問が婦人研究者の養成促進に貢献するのではないかと期待したとも考えられる。

1981（昭和56）年の日本看護科学学会の発足を支援し、文部科学研究費補助申請枠に看護が「細目」から「分科」として1985（昭和60）年、日本学術会議において第14期第7部会（医・歯・薬学）に登録され看護学が独立した学問分野として公的に認められた。1998（平成10）年には専門看護師教育課程の設定となっている。2002（平成14）年度に「文部科学省による大学改革の21世紀COEプログラムの看護学に関する研究プロジェクトが3つ採択され、千葉大学看護学部、聖路加看護大学、兵庫県立看護大学の各大

学に研究費が配分された。2001（平成13）年に日本看護系学会協議会が発足し2004（平成16）年には28の看護系学会が会員になっている<sup>37)</sup>。」このようにわが国でも看護学は公的に「学問」として認められていった。

#### 2. 看護教育の本質とは

東京大学医学部衛生看護科が創設された当時には、看護学はないので当時の学生たちが作るものだとされた。その中で、東京大学医学部衛生看護学科卒業生である薄井坦子は、自身の看護の臨床・教育経験から1965（昭和40）年に看護学の体系化を完成させている。しかし薄井坦子の『科学的看護論』は一時的に広がりを見せるがその後の看護学はアメリカの看護教育の模倣へと変化していく。

現在の看護教育について小玉香津子（東京大学医学部衛生看護科卒業生、名古屋市立大学看護学部 初代学部長）は、名古屋市立大学看護学部設立20周年記念式典（2018年11月17日）で現在の日本の看護学教育の実状について、以下のような発言をしている。

「日本の看護は、実際は看護行政でしょうが、それは、アメリカに倣え、の行き方を取ったと言えましょう。ナースたちも、アメリカに見る看護の動向を歓迎した、というか、多分、心地よく感じて、アメリカ路線(?)に飛び乗りました。安易にです。学士・修士はおろか博士号をもつナースが続々と世に出てきました。看護という職業はこの動向によって“格”を上げたでしょうか。(中略)“お偉いナースが”ふえた、という皮肉のこもった巷の声がありました。大学でのナースがふえると病院で尿路感染がふえるという記事が雑誌『タイムズ』に出たこともありました。大学看護学部ではそれまでの病院付属看護学校(看護専門学校)のように技術教育を徹底しないから、

だと。さらに、そういう教育を受けた学士ナースが病院勤務に腰を落ち着けず、早々と職場を去って、どうするかというと大学にもどり、博士号を取って、なんと、大学看護学部の教員になる！看護の技術教育が徹底しなくなる、結果、尿路感染がふえる、というわけです<sup>38)</sup>。」

1990年代には看護職大学教員が、実践者かつ研究者として存在可能な制度をなんらかの形で実現するべきだという点で、しばしば引き合いに出されたのは、研究・教育・実践の統合を理想的に実現しているかに見える医学、そして一番早く大学化を成し遂げたアメリカの看護界を参考にするという考え方であった。医学モデルは、分業と協業によって組織レベルでの研究・教育・実践の統合を実現し、同時に日本の大学における研究業績重視というシステムにも適応してきた。しかし、日本の看護界が理念的に掲げてきた看護の本質は、一人の看護職が病気を持った人間を統合的にとらえ、必要な援助を提供しようと思えるものである。よって患者一対一の全人的ケアという側面が強調されてきたことから、文化の違いなどを考慮しないことは、必然的に看護職と患者との関わり方の変更を意味する<sup>39)</sup>。

現在日本赤十字看護大学名誉教授の川嶋みどりは、2020（令和2）年第34回日本看護史学会学術集会の講演集において、新人看護師らの基礎看護技術レベルの到達度が低くなったとの印象について「患者の高齢化や重症化のもとでの看護業務の複雑化と過密化がその要因であることは間違いないが、急テンポで進む大学増設に伴う教員不足からきているという意見もある。その不足は、必ずしも頭数のみでなく、看護を教える教員の不足が問題なのである。文科省の条件でもある、学位取得の有無や論文数の評価が中心で決まる職位は、看護実践能力を問われない。学生に対して鵜呑みにした輸入理論を伝え

ることはするが、看護の魅力や実践の醍醐味を語ることができず、基礎技術担当でありながらデモンストレーションができない教員も増えている。」と記述している<sup>40)</sup>。

また、看護学という学問について、高田敦美は、現在の問題について「今日、学問の進展とその独自性と領界を失うことである。それは看護学の「看護する」という行為の中に自然科学や精神・社会科学といった学問が流れ込み、看護学の自己形成とは無関係に諸学の新しい知識が投げ込まれ、本来の方向を見失うことである。看護学が、「学」という名称を付け足しただけの煩瑣な知識の寄せ集めに堕さないためには、看護学の自己認識が必須である<sup>41)</sup>。」と述べている。

以上のようにわが国の看護学は、薄井坦子によって1965（昭和40）年には、既の体系化されているが、その看護はわが国に定着することはなかった。現在、わが国の看護教育で紹介されている看護理論家はほとんどが外国人である。小玉香津子がいうように「アメリカ路線」に乗ったのだろうか。

わが国の大学教育は国力強化の教育であり西洋の学術を中心とした大学教育にはならなかった。歴史的に見ても日本社会において女子職業で社会的地位が低く差別されてきた看護界は、アメリカの教育や医学に肩を並べることこそが看護学の発展につながると疑わなかったように思われる。いつしか「身分の向上」こそが業界の目標に代わっていくのである。「看護をする」という本質とは無関係に価値や信念を扱わない自然科学こそが研究であるという偏った考え方は依然強くそれを信じて疑わない風潮でもある。しかし、人間としての保証ともいえるAIにはできない看護という職業は「生命力の消耗を最小限に生活を整える」という本質に基づき、人間の価値や文化を重要視していくことこそに存在意義があるといえる。

## 第4章 平成からの看護教育

### 1. 高齢化社会と18歳人口減少の影響

平成の看護教育の変遷には以下のような社会的背景が大きく影響を及ぼすこととなる。1989(平成元)年に厚生省では「高齢者保健福祉推進10年戦略」いわゆる「ゴールドプラン」の制定により必要な人材の確保が急務となった。1992(平成3)年には老人保健法の改正、「老人訪問看護制度」が創設された。特に重要視されたのが看護婦の人材確保で、同年6月に「看護婦等の人材確保の促進に関する法律」が制定され、看護婦の確保と質の向上を目的とした。この法律制定6ヶ月後には文部省、厚生省、労働省3省共同による「看護婦等人材確保を推進するための措置に関する基本的な指針を策定し、その中で看護系大学の整備調整の必要性に言及している。1994(平成5)年には保険法の改訂により「訪問看護制度」が創設され、その対象は65歳未満の人や障害のある人にも認められるようになった。また2000(平成12)年には「介護保険制度」が施行し高齢化社会への準備が進められ、看護婦の需要が拡大した。「そうした方針を受け、自治省では起債の許可や地方交付税措置などの財政面での優遇・支援を通じて公立の医療・看護系高等教育機関の設置をバックアップした。大学のもつ伝統的な機能のひとつである人材養成の機能も、経済や産業、医療・福祉などさまざまな領域でその時々の文脈により、多様な要望に応えるための質的拡大を遂げてきたことがわかる<sup>42)</sup>。」このようにわが国の大学教育は学術中心ではなく、国力強化のための経済活動である。そのため今後直面する日本の高齢社会、医療技術の発展において看護婦の質の向上は重要な問題であり、時代の社会背景において大学の意義は問題を解決する方法を導く教育をなすものともいえる。社会変化に対応していることから、教育と経済界、政治とのつながりは強く、

看護にも大きな責任が課せられたと同時に業界に長年の悲願であった大学教育が広がろうとしていた。

### 2. 大学大綱化と新自由主義の影響

1990(平成2)年のバブル崩壊、1992(平成4)年には18歳人口は205万人をピークに激減し、構造改革・行財政改革により大学経営も効率化や透明化・明確化を図るとともに、教育内容の向上や質保証を求められた。1991(平成3)年6月には大学設置基準の改正が行われ大綱化が断行された。文部科学省は1990(平成2)年に文教施策の動向と展開の中でわが国の急速な少子高齢社会や疾病構造の変化に対して、国民の健康に対するニーズが高まり、看護職の量・質の面で大きな改革が迫られている。そのための看護系大学・短期大学についての指定規則の大綱化は、大きく変革しつつある看護界の充実・発展に大きく貢献するものである。一刻も早く指定規則の改正が行われることを強く希望し、看護学教育の充実・発展及び資質の高い看護職要請に向けての取り組まれることを期待するものである。と提言した<sup>43)</sup>。1964年ごろにはすでに高齢者社会に向けて大幅な看護婦不足が想定されており、高度な医療に対応した質の向上や高度な医療技術への対応が求められた。このような大学基準の見直しは看護大学の増加に影響を及ぼした。

以上のような18歳人口減少、大学大綱化の波に乗って我が国の大学進学率は53.2%(文部科学省：2018学校基本調査—平成30年度結果の概要—)を越え過去最高を更新<sup>44)</sup>し、大学全入時代が訪れようとしている。そのような中で国会でも看護大学の必要性についてこのまま専門学校で看護養成を行っていたのでは、大学全入時代が訪れる中で看護婦を選択することが少なくなり、人材養成もできないといった意見も出された。

バブルがはじけた不況という平成の時代に、

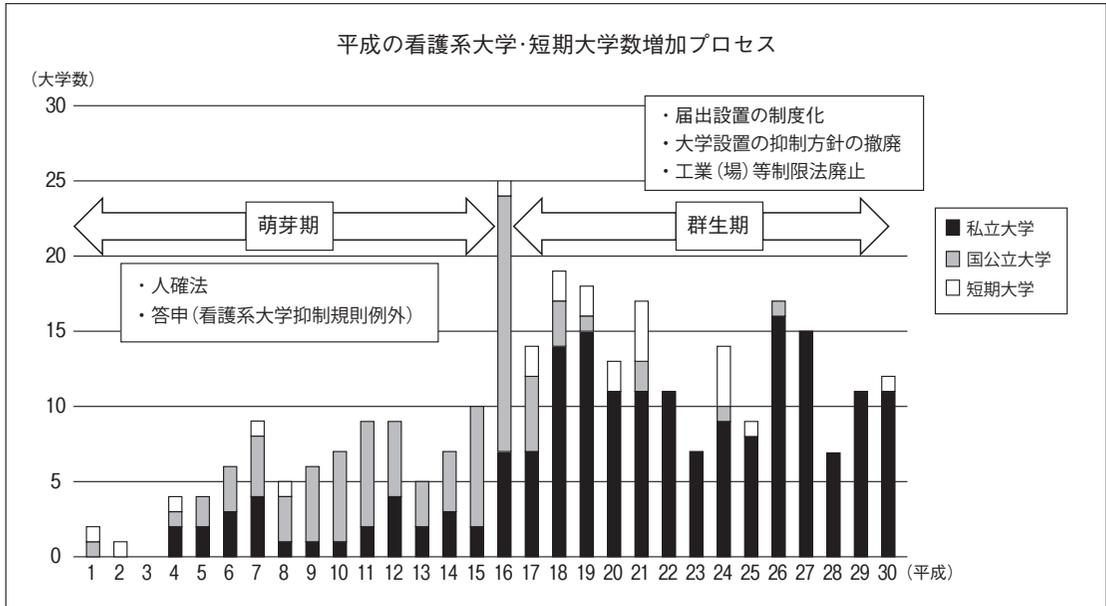


図4 平成の看護系大学・短期大学数増加プロセス

(文部科学省 HP<sup>45)</sup>，上嶋洋祐<sup>46)</sup>を参考に筆者作成)

就職氷河期，低賃金，節約志向，資格志向といったわが国の社会背景が，国家試験の取得，慢性的な人員不足による有効人員倍率の安定等もこの時代に看護婦が選ばれる要因となったといえる。

わが国初の看護系の大学が創立されて40年間進まなかった看護系の大学数が，平成の規制緩和とともに急増していった要因である政策は以下のとおりである。

### 3. 看護系大学の増加要因となった政策

国公立の看護系大学の増設について高橋は，「1つ目は，18歳人口の急減に備えて，大学の新增設を抑制する方針を示し，1993(平成5)年答申「平成5年度以降の高等教育の計画的整備について」において，文部省(当時)が国の高齢者政策を背景として看護婦を養成する大学を例外として取り扱った点，2つ目は，1992(平成4)年6月「看護婦等の人材確保の促進に関する法律の制定，わずか6か月後には文部省・厚生省・労働省(当時)の3省合同で「看護婦等の

確保を促進するための措置に関する基本的な指針」を制定した点，3つ目は，1992(平成4)年6月の自治省(当時)通知「平成4年度地域福祉推進特別対策事業及び・短期大学である看護婦等の養成施設の整備に係る事業の指定について」によって，公立大学・短期大学の施設設置の地域総合整備事業債や地方交付税の財源措置が行われた点が1993(平成5)年から2000(平成12)年までの間に公立看護系大学の新設ラッシュが起こった<sup>47)</sup>と述べている。一方で私立看護系の大学急増の要因について，上嶋洋祐は，文部科学省の政策中心に設置許可制度に係る規制緩和が大きな要因(図4 平成の看護系大学・短期大学数増加プロセス参照)となったことを明らかにした。その内容は第1の規制緩和は「届出設置の制度化」，第2は「大学設置の抑制方針の撤廃」第3は「工業(場)等制限法廃止に伴う大都市圏における大学設置の制限の撤廃」によるものであることを示した。また，私立看護系大学の増設の要因になった政策による大学増加の現象を年代別に「萌芽期」と「群生期」に分け

比較分析を行った<sup>48)</sup>。このように2例の先行研究から自然科学による分析からも、看護系大学急増の背景には平成の規制緩和が大きな要因となったことがわかる。

## 終章 戦後から現在までの看護教育

戦後から平成までの看護教育がどのような時代背景の影響を受けてきたのか、文献の分析・解釈を行い再検討した結果、看護教育の大学化が創立より遅々として進まなかった要因は、社会情勢における看護婦不足が主要であったといえる。大まかな要因として明治期には感染症、大正・昭和初期には戦争があげられているが、戦後は高度経済成長期における労働力が求められたことがあげられる。しかし、平成に入ると看護系大学創設が急増することとなる。その要因は、医療の高度化・高齢化社会への対応に伴う看護の人材確保が大きな問題となり、18歳人口の減少と大学創立の規制緩和も影響し、看護系大学が急増していったことが明らかとなった。

戦後GHQによる占領下のもとで看護婦の質の向上がはかられ、1952(昭和27)年には高知女子大学で、わが国で最初の看護大学教育が開始された。その後、薄井坦子によるナイチンゲール理論の学問としての体系化がなされ、1985(昭和60)年には日本学術会議第14期第7部会(医・歯・薬学)に登録され、学問として発展してきた。

一方で看護大学の創設は、高度な教育を受けた看護婦養成ではなく保健婦養成や保健活動に高度な教育を目的としたといえよう。特に東京大学の学科新設には、その当時の看護婦と差別化をはかるため「衛生看護」という名称にするなど、一般的な看護婦養成との違いを主張している。その後も身分向上や教育の高等化を進めるが、1960年代には看護婦不足が社会問題となるとともに早急な養成が求められた。慢性的な看護婦不足を解消するために、その養成が高等学校で始まったことは、看護教育の高等化とは

矛盾がみられるところである。そして専門学校や師範学校が大学に昇格していく中で、看護は生徒の95%を女子が占め、「良妻賢母」養成の花嫁修業の教育が中心であった私立女子短期大学の教育へと進んでいった。

1990年代以降には、大学創設の規制緩和や18歳人口の減少に伴う大学全入時代において、進学率の増加、市場化、民営化に伴った大規模な改革が行われ、少子化や大学経営の改革に対して、看護系の大学が平成から現在までの30年間に爆発的に増加していった。特に2004(平成16)年からの創設のほとんどは私立大学が占めており、その背景には「看護教育大学化」という形に変えた「私立大学運営」が要因であったことは否定できない。看護教育はナイチンゲールの思想を受け継ぐ「生命力の消耗を最小限に生活環境を整える」ことであったが、現在の看護大学教育は一般企業や政治家など、さまざまな業界が関わっており、医療現場を知らない大学トップが学生確保だけに奔走し、国家試験合格率こそが大学の顔になっている。そのため人件費を抑え教員数は最低限、疲弊した教員は教育研究歴も詰めない状況である。看護教育の大学化は看護学が、「学」という名称を付けただけの煩瑣な知識の寄せ集めで、教育の質を上げるどころか単なる経済活動の一環となっていることは否めない。

わが国のナイチンゲールの思想である看護教育が開始されて136年、その教育は国の発展とともにさまざまな歴史的影響を受けてきた。医学やアメリカ路線に乗ったわが国の看護界は、いわゆる「お偉いナース」の出現により、教育の質の向上につながっていくのだろうか。看護学が実学であり、その本質が「生命力の消耗を最小限に生活環境を整える」ことであるならば、自然科学では証明されない文化や人間の価値を尊重した個人を対象に教育が行われ、経済活動とは切り離して考えていくべきであろう。

今回の研究では、看護教育に影響を与えたと

考えられる社会的背景を概観してきたが、大まかな時代背景に過ぎない。今後さらに看護系大学で行われている教育について事実を明らかにしていくことが求められる。

## 注

- 1) 「看護婦」「看護師」の表現については2002年に看護婦から看護師に名称が変更されたことを踏まえ変更前と変更後で表現が異なる。
- 2) 杉田暉道 (2017) 『看護史』医学書院
- 3) 亀山道子 (2009) 『看護史』メジカルフレンド社
- 4) 松田誠 (2009) 「高木兼寛の女子教育論」『慈恵医大誌』2009: 124
- 5) 文部科学省: 看護系大学数の推移  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10805000/000533546.pdf>, 2020/10/31 閲覧。
- 6) 津田石子 (2012) 「日本の近代看護教育草創期の教育観を探る」『看護学統合研究』3巻1号
- 7) 木戸久美子 (2011) 「看護基礎教育の精髓——本邦における看護基礎教育の歴史と変遷から」『山口県立大学学術情報第4号〔看護栄養学部紀要〕』通巻第4号
- 8) 板垣蕙子 (2015) 「看護教育の現状と課題」『東北文化学院大学看護学科紀要』第4巻第1号
- 9) 高橋寛人 (2009) 『20世紀の日本の公立大学——地域はなぜ大学を必要とするのか』日本図書センター
- 10) 上島洋佑 (2017) 「日本の私立看護系大学に関する研究——文部科学省政策に着目した私立看護系増加要因分析の知見と限界」『早稲田大学大学院文学研究科紀要』
- 11) 新道幸恵 (2005) 広島保健学会 特別講演で「看護における教育・研究の視座」『広島大学保健学ジャーナル』Vol.4 (2)
- 12) 金沢克子 (2004) 「大学における看護学教育への視座」『石川看護雑誌』Vol.1
- 13) 牛島利明 (2009) 「ベッドサイドとアカデミズム——看護教育の戦後史と大学化」『慶応義塾大学出版会』
- 14) 本多祐子 (2006) 「大学大衆化における看護教育大学化に関する課題」『人間環境学研究』4 (2)
- 15) 高知女子大学 (1977) 『高知女子大学30年史』高知印刷株式会社, 29頁。
- 16) 見藤隆子 (1993) 『学問としての看護』医学書院, 68頁。
- 17) 菊池和子 (2000) 『看護教育』医学書院, 614-615頁。
- 18) 小玉香津子 (2018) 特別別講演「看護学について、また、看護という職業について」名古屋市立大学看護学部設立20周年記念式典
- 19) 見藤隆子 (1993) 『学問としての看護』医学書院, 104頁。
- 20) 鈴木さくら (2018) 戦後日本の短期大学に関する研究——検討のための時期区分を中心に——『早稲田大学大学院教育学研究科紀要 別冊 25号—2, 36-37頁。
- 21) 中島邦 (2005) 『現代日本女子教育文献集——第Ⅲ期男女平等からの提言』日本図書センター, 44頁。
- 22) 同上, 32頁。
- 23) 鈴木さくら (2018) 戦後日本の短期大学に関する研究——検討のための時期区分を中心に——『早稲田大学大学院教育学研究科紀要 別冊 25号—2, 38-39頁。
- 24) 平尾真知子 (2017) 『資料に見る日本看護教育史』看護の科学社, 122頁。
- 25) 同上, 122頁参考
- 26) 日本看護協会出版会 (2009) 『保健師助産師看護師法60年史——看護行政のあゆみと看護の発展』日本看護協会出版会, 93-107頁。
- 27) 板垣 蕙子 (2015) 「看護教育の現状と課題」『東北文化学園大学 看護学科 紀要3号』, 3頁参考
- 28) 文部科学省 高等学校における教育, [www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/shinkou/kango/](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shinkou/kango/) 2020/8/25閲覧。
- 29) 本多祐子 (2006) 「大学大衆化時代における看護教育大学化に関する課題」『武庫川女子大学人間環境学研究』第4巻2号, 13頁。
- 30) 日本看護協会出版会 (2009) 『保健師助産師看護師法60年史——看護行政のあゆみと看護の発展』日本看護協会出版会, 293頁。
- 31) 杉田暉道 (2017) 『看護史』医学書院, 198頁。
- 32) 日本看護協会出版会 (2009) 『保健師助産師看護師法60年史——看護行政のあゆみと看護の発展』日本看護協会出版会, 125頁。
- 33) 厚生労働省 (2019) 『平成30年衛生行政報告例(就業医療関係者)の概要』, 2頁。
- 34) 厚生労働省 (2009) 「看護職員の現状と推移」第1回看護職員需給見通しに関する検討会資料 3-1」
- 35) 日本看護協会 広報誌 (2020) 病院看護職員

- の離職率[https://www.nurse.or.jp/up\\_pdf/20200330151534\\_f.pdf](https://www.nurse.or.jp/up_pdf/20200330151534_f.pdf), 2020/11/19 閲覧。
- 36) 塚田裕三「婦人研究者の地位の改善に資するための総合的調査機関の設置について(要望) 総額庶務504号 昭和60年6月11日」日本学術学会長 <http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/10/12-36-y.pdf>, 2020/10/1 閲覧。
- 37) 新道幸恵(2005)「看護学における教育・研究の視座」『広島大学保健学ジャーナル』Vol.4(2), 107頁。
- 38) 小玉香津子(2018)特別講演「看護学について, また, 看護という職業について」名古屋市立大学看護学部設立20周年記念式典。
- 39) 牛島利明(2009)「ベッドサイドとアカデミズム: 看護教育の戦後史と大学化」『三田商学研究』vol.51.6, 211-212頁。
- 40) 川嶋みどり(2020)日本看護歴史学会『第34回日本看護歴史学会学術集会 講演集』, 46頁。
- 41) 高田熱美(1997)「教育と学問の問題: 看護の学を中心に」『九州大学医療技術短期大学部紀要』4号, 1-10頁。
- 42) 猪俣歳之(2006)「日本における高等教育関連施策の展開——高等教育機関の地方立件に関する政策を中心に」『東北大学大学院教育研究科研究』年報第54集第2巻, 156頁。
- 43) 文部科学省(1991)『文教白書わが国の文教施策 文教施策の動向と展開』第4章第4節4
- 44) 文部科学省(2019)『18歳人口減少を踏まえた高等教育機関の規模や地域配置』関係資料, [https://www.mext.go.jp/content/1413715\\_013.pdf](https://www.mext.go.jp/content/1413715_013.pdf), 2020/10/25 閲覧。
- 45) 文部科学省(2019)看護師学校(大学)(国立)一覧表 [http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afldfle/2019/02/22/1353400\\_01.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afldfle/2019/02/22/1353400_01.pdf), 2020/10/25 閲覧。
- 46) 上島洋祐(2016)「日本の私立系大学の研究——文部科学省政策に着目した私立系看護大学増加要因の分析の知見と限界」『早稲田大学大学院文学研究科紀要』, 104-109頁。
- 47) 高橋寛人(2009)『20世紀日本の公立大学——地域はなぜ大学を必要とするのか』日本図書センター, 244-261頁。
- 48) 上島洋祐(2016)「日本の私立系大学の研究——文部科学省政策に着目した私立系看護大学増加要因の分析の知見と限界」『早稲田大学大学院文学研究科紀要』, 107頁

(むらた なつえ

佛教大学社会学研究科)